

【研究論文】

# 無国籍者とは誰か

—国際法における無国籍者の定義と未登録者の関連性から—

秋山 肇

## 要 旨

無国籍者は「いずれの国家によってもその法の運用において、国民とみなされない者」と定義されているが、実際にその定義を解釈し、誰が無国籍者かを検討することは容易ではない。一例として未登録者の問題がある。未登録者が無国籍になるリスクは認識されてきたものの、必ずしも無国籍者であるとは理解されてこなかった。登録と国籍は別個の事柄として認識されてきたためである。しかし国際法における無国籍者の定義は、法の規定ではなく、国家が「その法の運用において」ある個人を国民と認識しているか否かを基準としている。したがって、国家により把握されていない未登録者は国民として認識されえない。また、国家と国民の間には何らかの権利義務関係が存在すると考えられるが、国家と国家に把握されない未登録者の間に権利義務関係は存在しえない。以上は、未登録者が無国籍者である可能性を示唆するものである。

## キーワード

無国籍者、無国籍者の地位に関する条約、国際法、  
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、未登録者

## ABSTRACT

Although a stateless person is defined as “a person who is not considered as a national by any State under the operation of its law”, interpretation and application of this definition is not a easy task. Whether an unregistered person is stateless or not is a difficult issue. Unregistered persons have not been regarded as stateless persons because registration and nationality have been recognised as different matters. However, a definition of a stateless person in international law emphasises whether a state considers an individual as a national “under the operation of its law”, not provisions of law. Therefore, unregistered persons who are not identified by any state cannot be recognised as nationals. In addition, there cannot be rights and duties between a state and an unregistered person, who is not identified by a state, while a state and a national typically have rights and duties. These factors imply that unregistered persons are stateless persons.

## KEYWORDS

stateless persons, Convention relating to the Status of Stateless Persons, international law, Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR), unregistered persons

## はじめに

世界には1,200万人の無国籍者が存在するといわれている。1954年「無国籍者の地位に関する条約」(無国籍者地位条約)により「いずれの国家によってもその法の運用において、国民とみなされない者」と定義される無国籍者は、日常生活で差別を受け、人権保障が十分になされない困難な生活を強いられることが少なくない<sup>(1)</sup>。そこで例えば国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は無国籍者の把握・保護及び無国籍の予防・削減に取り組んでいる<sup>(2)</sup>。これは、人権が保障されにくい無国籍者の苦境を取り除くための取り組みである。

無国籍者の定義は無国籍者地位条約に示されているが、実際に定義を解釈し、誰が無国籍者かを検討することは容易ではない。例えば、未登録者は無国籍者なのだろうか<sup>(3)</sup>。未登録者はあらゆる国家に把握されておらず、無国籍者はあらゆる国家に国民として認識されていないため、類似した状況にある。また無国籍と未登録の関連性は、国際条約の規定の仕方によっても示唆される。国籍と登録が近接した条文に規定されているのである。市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)において国籍を取得する権利は、第24条第3項に規定され、登録される権利は同条第2項に規定されている。また子どもの権利条約においては国籍を取得する権利及び登録される権利がともに第7条第1項に規定されている。これらは、登録されることと国籍を取得することの類似性を示唆している。

しかしながら、国際法における無国籍者の定義をもとに、未登録者と無国籍者の関連性について十分に検討した研究はみあたらない<sup>(4)</sup>。たしかに後述のように無国籍者と未登録者の関連性を説明した研究は存在する。しかしこれらは国際法における無国籍者の定義を十分に検討したものとは言えない。

そこで本稿は、国際法における無国籍者の定義の解釈を、未登録者との関連性に言及しつつ検討する。第一に、国際法における無国籍者の定義を確認した上で、そのUNHCRによる解釈を概観する。第二に、本稿における未登録者の定義と登録の意義について論じる。第三に、未登録者と無国籍の関連性についての先行研究をまとめる。第四に、先行研究の問題点を指摘し、未登録者が無国籍者である可能性を検討する。第五に、無国籍者の定義を明瞭に解釈し理解するために、未登録者の無国籍性を検討した本研究が有する含意を論じる。

## 1. 無国籍者とは

無国籍者は、無国籍者地位条約第 1 条において、「いずれの国家によってもその法の運用において、国民とみなされない者」と定義されており、国際法委員会はこの定義が慣習法化していると考えている (United Nations, 2006: 49) <sup>(6)</sup>。この定義の解釈として国際的な統一見解や慣行は見出せないが、解釈の基準として UNHCR が 2014 年に発行した『無国籍者保護ハンドブック』(『ハンドブック』) が参考になる<sup>(6)</sup>。これは『ハンドブック』を用いることで無国籍者地位条約を、条約の解釈法を規定するウィーン条約法条約第 31 条に基づいて「文脈によりかつその趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」ことができると考えられるためである。本節では『ハンドブック』を参照しつつ、「法の運用」と「国民とみなされない者」の二つの要素に分けて無国籍者の定義の解釈を行う。

第一に、無国籍者の定義には「法の運用」という表現が含まれており、無国籍者を認定する際に法の「文言」を検討するだけでは不十分である。実際に国籍に関連する法令が個別の事例においていかに解釈されているかを明らかにする必要がある、法と現実の双方を検討する必要がある<sup>(7)</sup>。また、個別の事例に合わせて無国籍認定を行うことが原則であるが、類似した個人が直面している状況を検討することも認定の参考になるとしている。さらに法の運用を明らかにするためには、国籍認定に関する国家の権威ある機関による判断を理解する必要がある (UNHCR, 2014: paras. 23-38)。以上は、法ではなく国家機関の認識が無国籍者の定義において重要であることを示唆しており、無国籍者の定義の特徴を示している。

第二に「国民とみなされない者」の要件、主に「国民」の意味を検討する必要がある。『ハンドブック』は、「国民」を国際法の伝統的な理解に従って「国家が国籍を根拠として自国の管轄権が及ぶと考えている人」であるとしている (UNHCR, 2014: para. 52)。重要なのは、「国籍を根拠として自国の管轄権が及ぶと考えている」者が国民であると理解されていることである。実際には居住地を根拠として個人に管轄権が及ぶことも多いが、管轄権が及ぶだけでは国民と認識されているといえないのである (UNHCR, 2014: para. 53)。国籍の定義は国際法上確立しておらず<sup>(8)</sup>、『ハンドブック』も明記していないが、「相互的な権利と義務を規定した個人と国家の法的な絆」が国籍の一般的な理解であるといえよう<sup>(9)</sup>。国民の決定は各国の管轄事項であると認識されているが<sup>(10)</sup>、国家と国民の間には何らかの権利と義務が存在することは共有された理解であろう。国民の待遇について『ハンドブック』は、一般的に国民は入国や再入国、国内に居住する権利が認められるが<sup>(11)</sup>、これらが歴史的に一部の国民にしか認められていないこともあり<sup>(12)</sup>、その場合はこれらの権利の欠如が国民であることを否定する根拠とはならないとしている。また、国際人権法上期待される権利が与えられているかという国籍の実効性は国籍の認定には影響しない (UNHCR, 2014: para. 53)。以上から分かるのは「国民とみなされない者」の認定で重要な点は、「個人」が国民としての待遇を受けているかではなく、「国家」がある個人を国民であると認

識しているかという点であることである。

## 2. 未登録者とは

未登録者は国際法において定義されていないが、本稿では、「あらゆる国家の公的機関に出生登録されず、あらゆる国家に把握されていない者」を指す。出生登録とは、国家の行政機関により子どもの出生が記録されることである<sup>(13)</sup>。登録により個人は初めてその存在を国家に認識され、その個人の法的な地位が明らかになる。出生登録は、子どもの名前、両親、出生日時、出生地等を記録するもので、様々な人権の保障を受けるために重要な手続きである。そのために、未登録の状態は国際人権法上問題視されている<sup>(14)</sup>。具体的には、予防接種を受けるなどの医療行為を受ける際に、出生登録時に発行される出生証明書が必要とされることも多く (Dow, 1998: 5)、未登録者は様々な公的なサービスを受ける際に問題に直面する。

特に重要なのは、未登録者は「国家」に登録されていない点である。後述の通り、今日の国家体制を形成する礎となった欧州において、従来登録は教会が行ってきた。これは当初教会が権力を有していたためであるが、今日では各国家が自国の領域内を把握し支配することが期待されている<sup>(15)</sup>。そのために今日各個人が登録される主体は国家なのである。これは国籍と登録がともに、国家と個人とのつながりを示すことを示唆している。

未登録であることは、法的地位が明らかでないことを意味する。換言すれば、国家によって法的に認識されないのである。個人が国家によって法的に認識されないことは、個人の人権保障が困難になるだけでなく、国家も各個人を把握できず、国家にとっても領域を管理するために望ましいことではない。

## 3. 未登録者の無国籍性に関する先行研究の動向

未登録者が無国籍者であるかという論点について十分な検討はなされてこなかったが、未登録であることと無国籍の関連性はこれまで間接的に言及されてきた。本節は先行研究をまとめる。

第一に、無国籍者の定義の解釈を行う手引きとなる『ハンドブック』は、未登録者が無国籍か否かという問題設定はせず、国籍の自動的な取得と非自動的な取得に分けた上で、未登録者と無国籍の関連性を検討している。まず国籍の非自動的取得とは登録が必要とされるなど、国籍の取得に個人もしくは国家の行為が求められることを指し、国籍取得のために個人が国家機関と接触する必要があることを意味する (UNHCR, 2014: para. 26)。国籍が非自動的に取得される場合について『ハンドブック』は、国家によって発行される市民権の証明書が国籍の証明となるとしている。そして市民権の証明書がない際にはその国籍を有していないとする (UNHCR, 2014:

para. 33)。

その一方で国籍の自動的な取得とは、国籍の取得に登録等の個人や国家による行為を必要とせず、法に規定された条件がそろった時点で国籍が付与されることを意味する。そのため、個人が国籍取得のために国家機関と接触する必要がない。国家機関との接触がないために、国家が個人の国籍取得を証明する書類は通常発行されない。しかし、出生地と親が記載された出生証明書が国籍の証明となる。証明書がない際にその国籍を取得しているかどうかの判断について、『ハンドブック』はその立場を明確にしていない (UNHCR, 2014: para. 35)。国籍の自動的な取得に関するこの立場は、国籍を自動的に取得する場合、国家が発行する証拠がなくとも法が規定している要件を満たしていれば、法的に国籍を取得していると考えられることに依拠していると考えられる。これは先述の通り『ハンドブック』が、国家の権威ある機関が「個人」を認識していなくとも似た状況にある人が国籍を有すると認識されていけば、当該個人もその国籍を有するとみなされると表明していることから明らかである (UNHCR, 2014: para. 38) <sup>(16)</sup>。

未登録者が無国籍者ではないという理解は、各国の無国籍研究でも共有されている一方で、未登録者は「無国籍のリスクがある者」と認識されている。例えば東南アジアにおいて未登録者は、出生地や親の証拠がないため無国籍になる可能性が高いとされ (van Waas, 2010: 3)、セルビアやフィリピンにおける調査においても未登録者は「無国籍のリスクがある者」と表現されている (Pudar, 2011: 6; 付, 2014: 24)。未登録者が「無国籍のリスクがある者」もしくは無国籍になる可能性が高いと表現されていることは、全ての未登録者が法的に無国籍であるとは理解されていないことを暗示している。

出生登録と無国籍の関連性は、以下のように説明されている。まず、出生登録と国籍の取得は、「少なくとも理論的には」二つの別個の手続きである (European Network on Statelessness, 2015: 28)。これは、国籍取得に登録が必要ではなく、自動的に国籍を取得することが一般的だからである。国籍を自動的に取得する際には、登録がなくとも出生の事実により国籍が取得できるのである。そのため、出生した国家に公的に認識されるための登録は国籍の取得とは別個のものと考えられ、すべての未登録者が無国籍ではないとの理解がある (Plan and UNHCR, 2012: 5)。しかしながら、未登録者は無国籍になる可能性が高いと考えられている。なぜなら、出生登録により出生国と両親の国籍が明らかになることで国籍の取得を証明できるようになるため、出生登録がないと国籍を証明することが困難になるからである (European Network on Statelessness, 2015: 28)。特に、両親の国籍が異なる場合や移民の子どもとして出生した場合は、国家に出生登録がされていないことにより無国籍になることがある (Plan and UNHCR, 2012: 5)。

なお、登録との関係では「事実上の無国籍」という表現も見られる。「事実上の無国籍」という表現は、無国籍削減条約が採択された 1961 年の「将来の無国籍の撤廃あるいは削減に関する国連会議」の最終文書に明記されている。最終文書は事実上の無国籍者が法的な無国籍者とできるだけ同様の権利を保障され、実効的な国籍を取得することができるよう要請している<sup>(17)</sup>。「事実上の無国籍」は法的に定義されたものではないが、登録との関係においては、どの国家からも

登録されていないことで国籍の証明ができない状況を指すことがある (Massey, 2010: 40-45)。したがって、未登録者は事実上の無国籍であると認識されていることもある。なお、「事実上の無国籍」という表現が使われる際に、法的には無国籍ではないという含意があることに留意する必要がある<sup>(18)</sup>。

#### 4. 未登録者が無国籍者である可能性

以上のように、未登録者が無国籍者であるという理解は従来されてこなかったが、国際法における無国籍者の定義を踏まえた上で本稿は、未登録者は国家に把握されていないため無国籍者であると言える可能性があるとして主張する。まず確認しておきたいのは、無国籍者の定義において国民を認識する主体が「国家」である点である。無国籍者の定義は「いずれの国家によってもその法の運用において、国民とみなされない者」とされており、「国民とみなさ」ない主体は「法」ではなく「国家」である。国家が「その法の運用において」ある個人を国民とみなしているかが無国籍かどうかを検討する際に重要なのである。換言すれば、法がいかに規定しているかではなく国家がその法を通してある個人を国民とみなしているかが検討されるべきである。

なお、これに関連して、「法の運用」という文言が使われていることにも留意する必要がある。法の運用とは、純粋な法の理解だけではなく、法と現実の混合問題とされている (UNHCR, 2014: paras. 23)。したがって、「法的な無国籍者」であるための条件は、法的に無国籍であることではなく、法と現実を混合した視点で検証した際に無国籍であることである。すなわち、法的な無国籍者を認定する際に検証すべきなのは法だけでなく、法と現実の双方なのである。未登録者が「事実上の無国籍」であるという理解があることは既述の通りであるが、法的な無国籍者を検討する際に事実も検証すべきである点は、「事実上の無国籍」である者が「法的な無国籍者」である可能性を示唆する<sup>(19)</sup>。

無国籍者の定義において、国家の認識が重要である点を踏まえ次に検討すべきは、国家が未登録者を国民として認識し得るかという点である。まず、国民と国家には権利と義務が発生する。先述の通り、国籍は一般的に「相互的な権利と義務を規定した個人と国家の法的な絆」と理解されている。この理解をもとにすれば、その内容は国家により異なるとしても、国家と国民の間には何らかの権利及び義務が発生することになる。重要なのは、国家と未登録者の間に権利義務関係が論理的に存在し得るのかである。実際に国家が国民に権利を認め義務を課すかは別個の問題であるが、未登録者が国民であると認められるためには、未登録者に対して権利を保障すること及び何らかの義務を課すことが論理的に可能である必要がある。国家が把握していない個人に義務を課すことまたは権利を保障することは原理的に不可能である。そうであれば、未登録者を国民とすることはできないであろう。換言すれば、国家によって把握されることが、国民として把握される第一歩になる<sup>(20)</sup>。

登録が国民とみなされるための前提であるとの理解は、欧州及び日本における登録と国籍の関係史によっても示唆される。近代国家の枠組みを構築した欧州において当初登録制度の主体であった教会は、教区内の信者を登録していた。その一方で「異端者」と呼ばれる他宗教の信者は登録されず、当時の登録制度は領域内のすべての者を登録するものではなかった。しかしながらフランス革命以降、教会が衰退し世俗的な国家が興隆した。そして、同一のアイデンティティを持つ国民により国家が構成されると理解する国民国家体制が18世紀のフランス革命後に拡散していくのと同時期に、身分登録を行う権限が教会から国家に移行した<sup>21)</sup> (鈴木、1960: 276-277)。また、日本における登録制度も国民国家の生成と大きな関連を有している。今日の日本における登録制度である戸籍制度の原型は1872年に編製された壬申戸籍とされるが、戸籍に登録されるのは日本国民であるとされ、戸籍の外にあるものは国家の保護を受けようとししないものであると理解された(田中、1982: 5)。また、戸籍の目的は国家が国民の親族関係や生活の実態を明らかにすることであった(谷口、1957: 15-16)。欧州と日本における以上の歴史は、登録と国籍の歴史的な関連性を示唆しており、未登録者が国家によって国民として認められることの困難さを示す例である。

## 5. 含意：無国籍者の定義の解釈をめぐって

本稿は国際法における無国籍者の定義の解釈を明らかにすることを目的とし、前節まで未登録者が無国籍者である可能性を検討してきた。本稿の議論は未登録者が無国籍者であることを明らかにするとともに、無国籍認定の文脈における「国民」の概念を明瞭にする一助となろう。たしかに国民の決定は国内管轄事項であると考えられており、国際法における国民一般の定義を導き出すことは困難である。しかしながら、無国籍認定に関連する文脈であれば、慣習法化したと考えられる無国籍者の定義をもとに、国民の定義を導出することができるのではないかとすなわち国民を「国家が法の運用において、国民とみなしている者」と定義することができる。そしてこの定義の解釈として、「国民」と認定するためには、国籍の付与に関する法令がその者を国民と規定しているだけでは不十分であり、法の運用を含めて、国家がその者を国民と認識しているかどうかを調査する必要がある。国民の定義が導出できる可能性があることは、無国籍認定という限られた文脈とはいえ、国際法上「国民」とは誰を指すのかを検討する際に重要な示唆を与える。

## おわりに

本稿は、未登録者が法的に無国籍である可能性を指摘することで、国際法における無国籍者の定義の解釈を検討した。第一に国際法における無国籍者の定義とその解釈を参照し、第二に未登

録者の定義と登録の意義について概観した後、第三に未登録と無国籍の関連性について従来の理解をまとめた。第四に無国籍者の定義においては国家による個人の認識が重要であり、その解釈として、国家に登録されていることが国民として認識されるための前提であることを論じ、未登録者が無国籍者となる可能性を指摘した。第五に本稿が国際法上の「国民」の定義を検討する際に与える示唆に言及した。

なお、以下の二点には留意が必要である。

一点目は、未登録であれば国民として認められないが、逆に登録されることが必ずしも国籍取得を意味する訳ではない点である。つまりいずれかの国家に登録されていても、国籍を有していない可能性がある<sup>(22)</sup>。外国人として登録されている場合に、その者は当該国において国民として認識されているとは言えない。いずれかの国家に登録されていても、どの国家からも国民として認められなければ、無国籍者となる。しかし国籍を法の文言上有している者は、国民として登録されることでその国籍を実態としても取得することになり、国際法上の無国籍者ではなくその国民となる。

二点目は、本稿における解釈が各国の判例等にすぐに反映されるとは考えにくい点である。本稿は各国の判例や国際裁判の判例における無国籍者の定義の解釈に着目したのではなく、本稿での無国籍者の定義の解釈が裁判等で適用された事例を筆者は知らない。そのため本稿における解釈がすぐに世界的に適用される可能性は低いであろう。しかし本稿は国際法における無国籍者の定義をもとに、論理的な問題点を歴史的な登録と国籍の関連性の視点から指摘したものであり、条約の解釈方法を示すウィーン条約法条約第31条第1項に基づいて、「通常の文言」の解釈として本稿の解釈を採用することは可能であろう。そのため本稿は、今後無国籍者の定義の解釈を検討していく際に重要な論点を提供していると考えられる。

本稿は国際法における定義を通して無国籍者の定義の解釈を試みたが、再三述べたように国民の決定は各国の管轄事項と認識されており、未登録者や無国籍者の法的な地位を検討するためには国際法と各国の国内法との関連を精査する必要がある。国内法的な分析については今後の課題としたい。

無国籍については国際的な取り組みが進んでおり、UNHCRは2014年に、今後10年間で無国籍をなくす「I belong」キャンペーンを開始し、無国籍の削減と予防に関心が集まっている。本稿が指摘した無国籍者の定義の解釈は、無国籍をなくすことの意味を検討する際にも重要な示唆を与える。無国籍をなくすためには国籍付与に関する法令の整備が重要であるが、それだけで無国籍者が国籍を取得することができるわけではない。法的に国民であるとされる者が国家により登録されることによって、国民と認められるのである。無国籍をなくすことは、国家によりすべての個人の権利が保障される可能性を高めることにつながるだろう。そして無国籍がない世界とは、すべての個人が国民としていずれかの国家に把握される世界なのである。無国籍をなくすことは、人権保障が期待されるだけでなく、今日の国家体制を強化し、国家による個人の把握や管理を完成させることにつながる。無国籍のない世界とは何を意味するのか。国際社会は無国籍



にどのように対応すべきか。個人と国家は今後どのような関係性を持つべきであるか。無国籍者の定義を検討することは、個人と国家をつなぐ国籍の意味を再考し、今後の個人と国家の関連性を「創造」する契機となるのである。

#### 【謝辞】

本稿は、JSPS 科研費 JP16J07839 の助成を受けたものである。本稿は 2016 年 5 月 15 日に世界法若手研究会で筆者が行った報告「国際法における無国籍者の定義：未登録と無国籍の関連性から」をもとに大幅に加筆修正を行ったものである。座長を務めて頂いた松田浩道氏（東京大学大学院法学政治学研究科特任研究員・国際基督教大学非常勤講師）、有益なコメントを頂いた研究会参加者の皆様に感謝申し上げます。また、本研究にご助言を頂いた新垣修教授（国際基督教大学教養学部）、金児真依氏（元 UNHCR 無国籍専門官）に御礼申し上げます。

#### 注

- (1) 無国籍者の状況は多様で、それぞれが置かれた状況により異なった経験をしている。その一例として、陳編（2010）参照。
- (2) UNHCR (n.d.). UNHCR は 1961 年「無国籍の削減に関する条約」（無国籍削減条約）第 11 条に基づいて採択された、1974 年の国連総会決議（United Nations General Assembly, 1974）によって無国籍削減条約の実施を支援する機関となり、1994 年の国連総会決議（United Nations General Assembly, 1994）によって無国籍者地位条約を含む無国籍に関連する国際文書の実施主体となった。
- (3) これに類似した問題意識を表明している文献として新垣（2015: 76-80）が挙げられる。
- (4) 陳（2013: 8-9）は、未登録者は「国籍が付与されないまま」であるとして、未登録者を無国籍者の一類型と扱っているが、これは必ずしも無国籍者の定義を法的に分析したものではない。
- (5) 一般的に条約は締約国のみを拘束するが、慣習法化していれば原則としてその条約の非締約国をも拘束する。そのため、日本を含めた無国籍者地位条約の非締約国もこの定義に拘束される。
- (6) UNHCR（2014）参照。『ハンドブック』作成までの経緯については、金児（2014）、45-47 頁を参照。
- (7) しかし後述の通り、ここでの「現実」とはあくまで「国家」が個人をいかに認識しているかという意味であり、権利保障などの個人が直面する現実でないと推定されることには留意が必要である。
- (8) 国籍の定義として、1955 年に国際司法裁判所（International Court of Justice, ICJ）がノッテボーム事件で判示した「相互的な権利と義務を有する、愛着、真正な結合の存在、利害関係、情緒の社会的事実をもとにした人と国家の法的紐帯」があげられることが多いが（ICJ, 1955: 23. 例えば、Edwards（2014: 12）は国籍の定義としてノッテボーム事件に言及している。）、この理解は重国籍かつ国家管轄権について検討した文脈から導き出されたものであり、国籍一般について議論したものではない。
- (9) 前注のノッテボーム事件での国籍の理解は国籍一般の定義ではないが、この理解は広く国籍の定義として認識されている。また 1997 年に採択された欧州国籍条約は国籍を「人と国家の間の法的紐帯」と定義しており、これらを踏まえ本稿は上記の国籍の理解を採用する。

- (10) 1923年に常設国際裁判所 (Permanent Court of International Justice, PCIJ) は、「[1923年] 現在の国際関係の状況において」国籍の問題が原則として各国の管轄事項であるとした (PCIJ, 1923: 24)。この見解は国籍に関する事柄の管轄権が時代によって変化する可能性を示唆したものと見ることができ、今日においても国籍が第一義的には国内で決定することと考えられている。
- (11) なお、これらの国民に認められる権利は、自国民を受け入れかつ居住させる国家の義務によって裏打ちされる。国籍国は自国民を受け入れることが国際法上要請されており (Edwards, 2014: 35-36)、それを前提として各国家は外国人の入国を許可するのである。
- (12) これについて『ハンドブック』は具体例に言及していないが、例えば英国保護民 (British Protected Persons, BPPs) は、英国国籍を有していると考えられるが、英国への入国の自由は認められていない (宮内, 2011: 173-177)。これは、国民であっても入国する権利が認められない事例といえよう。BPPs と国籍については、以下も参照。Weis, 1979: 18-20。
- (13) United Nations Children's Fund and Innocenti Research Centre (2002: 2) 参照。なお、本稿において「登録」とは、国民登録だけでなく外国人登録も含む。国民として登録されなくとも外国人として登録されることによって、国家がその個人を把握することができるからである。外国人登録によって外国人として得られる権利は保証されるべきであるし、外国人としての義務も課されることになる。
- (14) 自由権規約の実施を監督する自由権規約人権委員会も、登録によって子どもが「法的に」認識されることを期待しており、登録の意義が国家に法的に認識されることであることを示唆している (United Nations Human Rights Committee, 1989: para. 7)。ただ、法的に認識されることはあくまで権利保障の基盤となるにとどまり、権利保障を意味するわけではない。よって登録は権利保障の前提であるが、登録されることと権利が保証されることは別個の事柄と認識すべきであろう。
- (15) しかしながら、国家が自国内の領域のすべてを把握・支配できていない事例は多く存在する。
- (16) 証明がない場合の国籍判断に関する『ハンドブック』の立場については、2015年7月24日に金児真依氏が無国籍研究会で報告された「無国籍を把握する際の『類型』とハンドブックの適用における論点について」でも同様の理解が示された。
- (17) なお会議の最終文書は条約の一部ではないため、事実上の無国籍者が法的な無国籍者と同様の権利を保障されるべきであるとの文言は、法的拘束力を有するものではないと考えられる。
- (18) 「事実上の無国籍」という表現を使用することには批判もある。「事実上の無国籍」の概念の歴史的な背景とその批判については、新垣 (2015: 29) 参照。
- (19) そもそも「事実上の無国籍」の定義は法的に存在せず、本稿は未登録者が「事実上の無国籍」であるかを考究するものではない。また本稿は、未登録者が「事実上の無国籍」としばしば表現されるように、国籍を証明できないことによって無国籍状態に陥っていると主張するものではない。国籍を証明することの可否は、実務的に重要であるが、無国籍者の定義として無国籍者地位条約第1条には明記されておらず、それを無国籍者の定義と関連させるべきではない。
- (20) UNHCR は、国家が似た状況にある者を自国民と認識していれば、当該個人もその国籍を有するものとみなされるとしているが (UNHCR, 2014: para. 38)、本稿の見解はこれと異なるものである。
- (21) 1778年9月のルイ1世による勅令が、国家による初めての身分登録であるとされている (鈴木, 1960: 276-277)。
- (22) 同様の見解として以下の報告書も参照。United Nations General Assembly (2014) para. 24。

## 参考文献

- 新垣修 (2015) . 『無国籍条約と日本の国内法：その接点と隔たり』 国連難民高等弁務官事務所。
- 金児真依 (2014) . 「無国籍に関する UNHCR 新ハンドブック・ガイドライン等の解説」『難民研究ジャーナル』 4号。
- 鈴木祿弥 (1960) . 「各国の身分登録制度：戸籍編製の原理に関する比較法的研究」 中川善之助・青山道夫・玉城肇・福島正夫・兼子一・川島武宜責任編集『家事裁判：家族問題と家族法 VII』 (273-298 頁) 酒井書店。
- 田中康久 (1982) . 「日本国籍法沿革史 (一)」『戸籍』 454 号。
- 谷口知平 (1957) . 『戸籍法』 法律学全集 25、有斐閣。
- 陳天璽編 (2010) . 『忘れられた人々：日本の「無国籍」者』 明石書店。
- 陳天璽 (2013) . 「日本における無国籍者の類型」『移民政策研究』 5号。
- 付月 (2014) . 「フィリピンにおける無国籍者の保護の歴史と現状」『難民研究ジャーナル』 4号。
- 宮内紀子 (2011) . 「1948年イギリス国籍法における国籍概念の考察：入国の自由の視点から」『法と政治』 第62巻2号。
- Dow, Unity (1998). Birth Registration: The 'First' Right. In United Nations Children's Fund, *The Progress of Nations 1998* (pp. 5-8). New York: United Nations Children's Fund.
- Edwards, Alice (2014). The Meaning of Nationality in International Law in an Era of Human Rights. In Alice Edwards and Laura van Waas (eds.), *Nationality and Statelessness under International Law* (pp. 11-43). Cambridge University Press.
- European Network on Statelessness (2015). *No Child Should be Stateless*. London: European Network on Statelessness.
- ICJ (1955). *Nottebohm (Liechtenstein v. Guatemala)*, 1955 ICJ Reports (April 6).
- Massey, Hugh (2010). *UNHCR and De Facto Stateless*. Legal and Protection Policy Research Series. Division of International Protection, UNHCR. Retrieved 23 June 2016, from, <http://www.unhcr.org/protection/globalconsult/4bc2ddeb9/16-unhcr-de-facto-statelessness-hugh-massey.html>.
- PCIJ (1923). *Nationality Decrees in Tunis and Morocco*, Advisory Opinion, 1923 PCIJ, File F. c. V. Docket II. 1 (February 7).
- Plan and UNHCR (2012). *Under the Radar and Under Protected: The Urgent Need to Address Stateless Children's Rights*. Woking and Geneva, Plan Limited and UNHCR.
- Pudar, Gazela (2011). *Persons at Risk of Statelessness in Serbia*. UNHCR, Retrieved 29 June 2016, from, <http://www.refworld.org/pdfid/4fd1bb408.pdf>.
- UNHCR (2014). *Handbook on Protection of Stateless Persons: Under the 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons*. Geneva: UNHCR.
- UNHCR (n.d.). How UNHCR Helps Stateless People. Retrieved 26 June 2016, from, <http://www.unhcr.org/how-unhcr-helps-stateless-people.html>.
- United Nations (2006). *Report of the International Law Commission: Fifty-eighth Session (1 May-9 June and 3 July-11 August 2006)*. A/61/10.
- United Nations Children's Fund and Innocenti Research Centre (2002). *Birth Registration: Right from the Start*. Innocenti Digest No. 9. Florence: United Nations Children's Fund and Innocenti Research Centre.

- United Nations General Assembly (1974). Question of the Establishment, in Accordance with the Convention on the Reduction of Statelessness, of a Body to which Persons Claiming the Benefit of the Convention may Apply. A/RES/3274 (XXIX). 10 December 1974.
- United Nations General Assembly (1994). Office of the United Nations High Commissioner for Refugees. A/RES/49/169. 23 December 1994.
- United Nations General Assembly (2014). Birth Registration and the Right of Everyone to Recognition Everywhere as a Person before the Law: Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights. A/HRC/27/22. 17 June 2014.
- United Nations Human Rights Committee (1989), *CCPR General Comment No. 17: Article 24 (Rights of the Child)*, 7 April 1989.
- van Waas, Laura (2010). *Regional Expert Roundtable on Good Practices for the Identification, Prevention and Reduction of Statelessness and the Protection of Stateless Persons in South East Asia: Discussion Paper*. UNHCR. Retrieved 23 June 2016, from, <http://www.unhcr.org/4d7de5ec9.pdf>.
- Weis, Paul (1979). *Nationality and Statelessness in International Law* (2<sup>nd</sup> ed.). Alphen aan den Rijn and Maryland: Sijthoff & Noordhoff.